

下水道を使用開始する



まずは相談を

新しく下水道を使用開始するには**現場の状況により必要な期間や費用等が異なります**。まずはお客様センターにご相談ください。

必要なモノ



公共ます等設置
申請書



公共ます等設置箇所
承諾書



排水設備計画
(変更)確認申請書



下水道使用届(開始)



受益者負担金

上下水道お客様センターへ提出

丹波市各支所または
丹波市指定金融機関
(指定代理、収納代理)

建物の竣工時期にあわせて早めに公共ます設置申請等を行ってください。

提出・お問合せ先

上下水道お客様センター



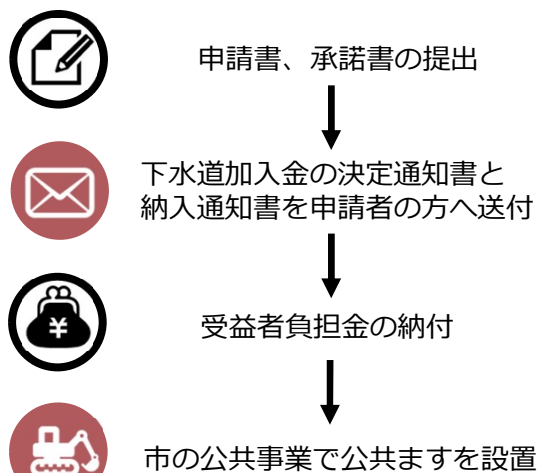
669-4192 丹波市春日町黒井811番地



0795-88-5107

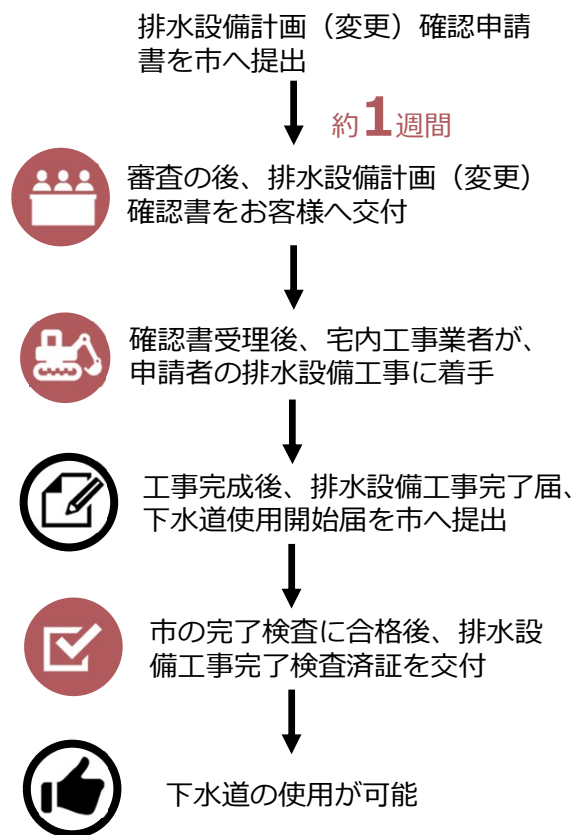
手続きの流れ

公共ますの設置



排水設備工事

※排水設備工事は丹波市の下水道排水設備指定工事店で依頼してください。



受益者負担金とは

下水道が整備された区域では、家庭や事業所等の排水を下水道に流すことができるようになり、恩恵を受けることができますが、この下水道施設の整備に国や県からの補助金と市の費用だけで建設すると、下水道が整備されていない区域の方々にまで負担をかけることとなります。そこで下水道の整備によって恩恵を受ける方々、つまり受益者にその建設費の一部を負担していただくために受益者負担金の制度があります。

受益者負担金の納付

新規加入しようとする土地（建物）の所有者は下水道の受益者負担金を納めていただくことになります。また、受益者負担金の額は下水道処理区、土地の面積、建物の用途等により決定されます。詳しくは別紙受益者負担金（分担金）早見表をご覧ください。

公共ますの設置について

公共ますが設置されていない土地で下水道に新規加入される場合、公共ますを市が設置する【通常設置】と、下水道処理区域外等、申請者が公共ますを設置する【特別設置】があります。詳しくは上下水道お客様センターまでご確認ください。

※【通常設置】については市の予算内で公共ますを設置しますので、予算の残額によっては、翌年度となる場合があります。また、公共ますを設置する土地の前面道路に下水道本管がある場合は、受益者負担金納付後、工事完了まで約3カ月を要します。また、本管の延伸を必要とするなど、現場の状況により設置完了までに半年から1年の期間を要する場合があります。